

災害時における飲料水等の提供に関する協定書

平成31年2月14日

鈴 鹿 市

石井燃商株式会社

災害時における飲料水等の提供に関する協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と石井燃商株式会社（以下「乙」という。）とは、鈴鹿市内に発生した地震その他による災害において、災害救助に必要な飲料水等（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲は、鈴鹿市内において災害が発生し、乙保有の物資の供給が必要となった場合、乙に対し、次のとおり要請することができる。

- （1）甲が所有又は管理する施設及び用地への物資の積込み、運搬、配給に関すること。
- （2）甲の職員が乙の所有又は管理する施設及び用地への立入り、物資等の積込み、搬出に関すること。

2 前項の規定において、甲乙連絡調整のもと、相互協力するものとする。

（提供物資の範囲）

第3条 乙が甲に提供する物資は、次のとおりのものとする。

- （1）ミネラルウォーターボトル（飲料水）
- （2）ミネラルウォーターボトルを据え置くウォーターサーバー（台座）
- （3）その他、乙が保有し、かつ調達可能な物資

（要請の方法）

第4条 第2条に定める要請は、「救援物資提供要請書」（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により、要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する協力に要した経費は、原則無償とするが、災害が長期化した場合

には甲が負担するものとし、負担する経費の価格は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(補償)

第6条 甲の要請により、第2条第1項に掲げる業務に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

2 乙は前項の事実が発生したときは、速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日前1か月までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙はこの協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上，本協定の成立を証するため，本書2通を作成し，甲乙それぞれ記名押印の上，各1通を保有する。

平成31年2月14日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

乙 三重県四日市市稲葉町2番7号

石井燃商株式会社

代表取締役社長

(様式1)

年 月 日

救援物資提供要請書

石井燃商株式会社
代表取締役社長

様

鈴鹿市長

災害救助に必要な物資の提供要請について

「災害時における飲料水等の提供に関する協定」 第4条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

- 1 災害の種類及び応援を必要とする状況
- 2 応援を必要とする物資の内容

要請期日	必要とする物資の内容	数量	物資の引渡場所	運搬方法	備考

問い合わせ先

〇〇課（災害対策本部 〇〇班）

電話

FAX

担当